

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		一般廃棄物処理業者に対する事業停止命令
根拠条例・規則名		さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
条 項		第 2 3 条
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課 (電話: 048-829-1335)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>設定できません。</p> <p>理由 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため。</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		